(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、贈与及びその利子に関する必要な情報を提供する。

(3)　贈与及びその利子に基づいて購入される生産物は、パレスチナ自治区から再輸出されてはならない。

7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、アラブ銀行又は日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で開設される勘定に、3(1)に規定する生産物の販売及び賃貸から得られる全ての収益をイスラエルの通貨で積み立てることを確保する。積み立てられる収益の金額は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、3(1)に規定する生産物の購入に関連して行われる日本円による払込額の半額以上とする。積立ては、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、この了解が効力を生じた日から三年以内に行われる。

(2)　このようにして積み立てられた資金は、パレスチナ自治区の経済社会開発目的のために利用される。

(3)　日本国政府及びＰＬＯの関係当局は、積み立てられた資金の利用の詳細につきその利用に先立って相互に協議する。

(4)　パレスチナ自治政府行政機関は、積み立てられた資金が(2)及び(3)の規定に従って完全に使用された場合には、日本国政府に対し、その使途について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を、遅滞なく行う。

8　この了解の実施に関する手続細目は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の協議により合意される。

9　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

10　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をＰＬＯに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年七月二十四日にラマッラで

日本国外務大臣　岸田文雄

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

シュクリー・ビシャーラ閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年七月二十四日にラマッラで

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

シュクリー・ビシャーラ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○厚生労働省告示第二百八十三号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成二十五年度における共同募金の実施期間を、青森県、秋田県、山形県、福島県、**茨**城県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県にあっては平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日まで、青森県、秋田県、山形県、福島県、**茨**城県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県以外の都道府県にあっては平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

○農林水産省告示第二千四百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十五年一月十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第11588号

2　登録年月日　平成16年1月13日

3　農林水産植物の種類

Allium tuberosum Rottler ex Spreng.

4　登録品種の名称　マルイチポール

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

田中一男

高知県高岡郡中土佐町久礼4546番地

1　登録番号　第11709号

2　登録年月日　平成16年1月13日

3　農林水産植物の種類

Lechenaultia R. Br.

4　登録品種の名称　レッドオパール

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

内山隆之

福岡県浮羽郡田主丸町地徳2282

高尾保徳

福岡県浮羽郡田主丸町大字菅原1558

今村幹雄

福岡県浮羽郡田主丸町大字船越994―1

1　登録番号　第18755号

2　登録年月日　平成22年1月14日

3　農林水産植物の種類

Gentiana L.

4　登録品種の名称　北の夏姫

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

有限会社奥羽石川農園

岩手県和賀郡西和賀町沢内字大野10地割28番地1

1　登録番号　第18756号

2　登録年月日　平成22年1月14日

3　農林水産植物の種類

Gentiana L.

4　登録品種の名称　エメラルディー

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

有限会社奥羽石川農園

岩手県和賀郡西和賀町沢内字大野10地割28番地1

1　登録番号　第18766号

2　登録年月日　平成22年1月14日

3　農林水産植物の種類

Helleborus L.

4　登録品種の名称　SNOWLOVE

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Thierry Van Paemel

Wilgenbroekstraat 60, 8020 Oostkamp, Belgium

1　登録番号　第18767号

2　登録年月日　平成22年1月14日

3　農林水産植物の種類

Helleborus L.

4　登録品種の名称　CANDYLOVE

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

Thierry Van Paemel

Wilgenbroekstraat 60, 8020 Oostkamp, Belgium

1　登録番号　第18768号

2　登録年月日　平成22年1月14日

3　農林水産植物の種類

Helleborus L.

4　登録品種の名称　カシスレッド

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

横山直樹

東京都清瀬市中清戸4―1175

1　登録番号　第18780号

2　登録年月日　平成22年1月14日

3　農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　ゆめそらら

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

鳥取県

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地